

日本輸血・細胞治療学会 倫理規定

一般社団法人日本輸血・細胞治療学会員（以下、本学会員）および
一般社団法人日本輸血・細胞治療学会（以下、本学会）の倫理規定

1. 本学会員は、医の倫理に基づき、診療する患者の生命と利益を第一義とする。
2. 本学会員は、専門および関連する最新の知識と技術の習得に努め、生涯学習する。
3. 本学会員は、患者あるいはその家族や医療関係者に輸血・細胞治療に関連する検査に対して必要性をわかりやすく説明し、十分な理解を得るように科学的根拠に基づいた治療選択肢と専門性に基づいた自らの見解を提示し、患者あるいはその家族の自己決定権を尊重して治療方針を定め、最善の医療を提供する。
4. 本学会員は、他の領域の医師、看護師、コメディカル、福祉、事務部門など関わる全ての職種と協力して、最善の医療を提供することに努める。
5. 本学会員は、専門領域のみならず医学・医療全般の発展のため、ヘルシンキ宣言の基本原則を遵守して、医学研究、医療技術の開発を行い、この普及に努める。
6. 本学会員は、学会発表、論文、教育活動、学会運営諸活動を行う場合、利益相反に関する事項を学会に届出を行い、公明性、透明性、独立性を担保することに努める。
7. 本学会員は、診療に関して利益相反事項がある場合はこれを患者に開示するよう努める。
8. 本学会は、国民が安全で高い質の医療を享受できるよう、本学会員に対して医の倫理、医療の安全教育、最善の技術の講習会、学術集会を行う。
9. 本学会は、本学会員が所属する施設の医療の質の向上を図るため、その診療情報の集積を行い、これを国民に開示する。
10. 本学会は、学会員による医療倫理問題や医療事故事案に対して、学会として適切な対応を行う。
11. 本学会は、輸血・細胞治療の一般領域のみならず、チーム医療の中で、救急医療や災害医療に貢献できる人材の養成に努める。
12. 本学会は、国際医療に貢献できる本学会員の養成に努める。

参考

日本医師会：医の倫理綱領（2000年4月1日）、医師の職業倫理指針（2004年12月）
ジュネーブ宣言（1994年）
医の倫理の国際綱領（1983年）
ヘルシンキ宣言（2008年10月）
特定非営利活動法人日本胸部外科学会倫理規範（2005年5月）
日本集中治療学会 集中治療に携わる医師の倫理綱領（2005年9月）
日本呼吸器外科学会倫理綱領（2010年6月）